

京都市告示第 90 号

生活保護法第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 3 号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成 27 年 4 月 9 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
足立 美穂	鍼灸治療院東洋の森	北区紫野上築山町 36-1 足立ハイツ北大路 1 階	平成 26 年 7 月 1 日
岡田 和人	空水治療院	北区大宮南田尻町 58 第 2 池田ビル 1 F	平成 27 年 2 月 17 日
篠原 尚美	尚美治療院	山科区音羽初田町 21-9	平成 27 年 2 月 4 日
谷廣 栄理子	あんず鍼灸院（本院）	山科区音羽野田町 1-6 音羽マンション A105	平成 27 年 2 月 12 日
宮畑 巖	みやはた鍼灸整骨院	南区吉祥院九条町 46-3	平成 26 年 7 月 1 日
國武 浩史	株式会社げんき鍼灸整骨院	南区唐橋堂ノ前町 5 番地 2	平成 26 年 7 月 1 日
佐々木 英人	ささき治療院	南区西九条大国町 55-2	平成 27 年 2 月 1 日
内田 康介	うちだ鍼灸整骨院	伏見区風呂屋町 248-1 ルミエール桃山 110 号	平成 27 年 2 月 4 日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)